

公 募 要 領

沖縄県では「平成 30 年度沖縄活用型商流・物流拡充ビジネスモデル実証事業委託」として、以下の事業を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

なお、この公募は、内閣府による企画提案内容の確認後、契約を締結することが条件となっているため、内閣府が承認しない場合、契約を締結しないことがありますのでご留意願います。

1 事業目的及び事業内容

本県では、沖縄における物流関連産業振興のため、沖縄を経由した輸出量の増加に向け、課題となる輸送コストや海外販路の確保、商材の調達等に関し、そのノウハウを有する商社同士や商社と物流、小売、生産、加工等複数の業種が連携し、それぞれの強みを活かした事業体（以下、「連携事業体」という。）が、平成 30 年度から平成 31 年度にかけて実証事業（以下、「本事業」という。）を行い、別途、実施する「沖縄活用型商流・物流拡充コンサルティング業務委託」（以下、「コンサルティング業務」という。）によるアドバイザー業務等を踏まえた課題整理により、ビジネスモデル構築をすることとしている。

なお、本事業の平成 31 年度への継続実施においては、予算の範囲内で、平成 30 年度事業の評価、検証を踏まえ、「沖縄を経由する必然性」を備えた実現可能性のあるモデルを継続して行うこととする。

業務の詳細は、企画提案仕様書を御覧下さい。

2 事業期間 契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日まで

3 提案額

平成 30 年度事業に係る提案額は 5,000 千円から 35,000 千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。また、参考として平成 31 年度事業に係る提案予定額も別途記載するものとする。

※当該提案額は、企画提案のために掲示する金額であり、契約金額ではない。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

〈地方自治法施行令〉

第 167 条の 4 第 1 項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (3) 応募は、共同企業体の構成を必須とし、要件は以下のとおりとする。
- ① 共同企業体を代表する事業者は、沖縄県内に本店を有する者であること。
 - ② 1 共同企業体につき、提案は 1 件であること。その中に、複数の取組を提案する場合においては、共同企業体の代表は、全ての取組に関与する者であること。
 - ③ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体として、本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。また、業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる十分な人員体制を有すること。
 - ⑤ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - ⑥ 共同企業体の構成員が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条に基づく「関連会社」同士のみの応募では無いこと。
 - ⑦ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的を達成するため、共同企業体の他の構成員との連携を密にし、事業の推進及び成果の達成を図ること。

5 提案内容の要件

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

6 応募の手続き（スケジュール）

質問受付期間	仕様書等に疑義がある場合、質問書様式に記入し、電子メールにより提出してください。 ①質問受付期限 平成 30 年 12 月 5 日(水)17 時まで ②提出先 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 電子メールアドレス aa050075@pref.okinawa.lg.jp ③回答 12 月 6 日(木)以降、アジア経済戦略課HPにて掲載します。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/asia/
提案書提出期限	応募書類等の提出は、持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限必着とします。 ①提出期限 平成 30 年 12 月 13 日(木) 17 時まで (共同企業体協定書[様式任意]のみ、12 月 19 日(水) 17 時まで提出延長可) ②提出先 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階 電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526
評価委員会	日時：平成 30 年 12 月 21 日（金）午前予定 ※詳細な日時は、後日、メールにて御連絡します。 場所： 県庁 14 階商工労働部会議室 備考： 1 応募者から 5 名までの参加とさせていただきます。 ・説明時間 12 分程度、質疑 10 分程度を想定しています。 ・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。 ・紙資料による説明とし、プロジェクター等は使用しません。

【問い合わせ先】

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 国際物流推進班（担当：掘井）
電話番号 098-866-2340 F A X 番号 098-866-2526
E-mail : horiiidai@pref.okinawa.lg.jp

7 提出書類及び必要部数等

下記様式1～9、その他資料を一連にして12セット（原本1部、コピー11部※すべて片面印刷）作成し、ドッチファイルに綴って提出すること。各セットの間には、インデックスで間切りを入れること。ドッチファイルはなるべく1冊でまとまるよう、太めのサイズを用いること。

- (1) 企画提案応募申請書[様式1]※要押印
- (2) 企画提案書[様式2]
- (3) 会社概要表[様式3]
- (4) 積算書※[様式4] ※要押印
- (5) 事業計画[様式5]
- (6) 実施他体制[様式6]
- (7) 実績書[様式7]
- (8) 誓約書[様式8] ※要押印
- (9) 共同企業体構成書[様式9]
- (10) 共同企業体協定書[様式任意] ※要押印
- (11) その他提案に関する資料(様式任意)

一連にして、原本1部、
写し11部（片面印刷）作成し、
ドッチファイルに綴ること。

※積算書の費目は、仕様書第8項に記載する内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

- 事業費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料・賃借料等）
- 再委託費（再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること）
- 一般管理費（委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難な間接経費。「原則、(直接経費－再委託費)×10/100以内とする。）」
- 消費税（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

※その他、各経費の定義や経理処理については、沖縄県商工労働部雇用政策課が作成する「委託業務に係る事務処理マニュアル」（平成29年2月改訂）

http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/koyo/kikaku/itaku_manual.html に準じること

※本事業における当該マニュアルに係る問い合わせについては、沖縄県商工労働部アジア経済戦略課へ行うこと。

8 受託事業者の選定

- (1) 選定の方法
 - ① 沖縄県商工労働部内に設置する評価委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
 - ② 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査（1次審査）を行います。

なお、企画提案を行う応募事業者が多数の場合は、上位 5 者程度を選定する場合があります。

- ③ 1次審査に合格した事業者を対象に、必要に応じて、プレゼンテーションによる審査を行う（2次審査）。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ④ 評価委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ⑤ 評価委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- ⑥ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 主な評価項目（予定）

- ①適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- ②実効性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- ③具体性（提案されたビジネスモデル、課題検証等の内容が具体的かつ効果的であること）
- ④妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）
- ⑤総合評価

9 委託契約について

契約金額については、選定された者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

10 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (5) 受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (7) 契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (8) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

〈沖縄県財務規則〉

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

別紙(排除対象者)

- 1 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 2 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき